

(参考資料)

## 検定満期水量メーターの更新方法について

水量（水道）メーターは、計量法の規定により一定の有効期間（8年）が定められております。それを経過したメーターは、それが正常であるなしにかかわらず、検定の更新をしなければ使用できないことになっています。上水道（市水）のメーターは、水道局が無償で取替えますが、工業用水道のメーターについては所有者（受水事業者）において取替えなければなりません。

更新方法には、「再度検定を受け直す」か、「検定済みの新品に取替える」かのどちらかになります。以下にその方法を記述します。

### 1 既存のメーターで再検定を受ける場合

現在設置してあるメーターを撤去してメーカーに送付し、再検定を受けた後再度取付けます。この間、仮のメーターを設置して対応する必要があります。そのため、既存メーター再検定の場合と、新品の検定品に取替える場合とでは費用は同程度と考えられます。

### 2 新品の検定品に取替える場合

(1) 機材費や工事費等については、各メーカーへお問合せください。

(2) 取替えに伴う工業用水課への提出書類及び手数料

区 分	メーターのみ取替の場合		配管・弁類の取替を伴う場合	
	提出書類	手数料(円)	提出書類	手数料(円)
工事許可申請書	○	—	○	—
設計審査申請書	○	免除	○	2,000
材料検査申請書	○	免除	○	1,900～
工事完成検査申請書	○	1,000	○	1,000

詳細については、工業用水課へお問合せください。

(☎ 099-230-0630 FAX 099-230-0631)